

# 第59期 中間決算公告

自 令和 6年 1月 1日  
至 令和 6年 6月 30日

東京都千代田区丸の内3-4-1(新国際ビル)  
株式会社八ナ銀行 在日支店  
日本における代表者 鄭 奉奎

# 貸借対照表

令和 6 年 6 月 30 日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け	327,129	預金	38,149
現預金	349	当座預金	509
預け金	326,779	普通預金	16,932
コーポレート		貯蓄預金	
買現先勘定		通知預金	1,133
債券貸取引支払保証		定期預金	13,762
買入金手形		定期積金	
特定取引資産		その他の預金	5,810
商品有価証券		譲渡性預金	13,000
商品有価証券派生商品		コーポレートマネー	1,000
特定取引商品有価証券		売現先勘定	
特定取引有価証券派生商品		債券貸取引支払保証	
特定金融派生商品		売渡手形	
その他の特定取引資産		コマercial・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券	10,000	売付商品債権	
国債		商品有価証券派生商品	
地方債		特定取引売付債権	
短期社債		特定取引有価証券派生商品	
株式		特定金融派生商品	
その他の証券	10,000	その他の特定取引負債	
貸出	171,371	借用	1,723
割引手形	100	再割引手形	
手形貸付	22,828	借入金	1,723
証書貸付	147,038	外国為替	384
当座貸越	1,404	外国他店預かり	310
外国為替	8,674	外国他店借替	
外国他店預け	337	売渡外国為替	
外国他店貸替		未払外国為替	74
買入外国為替	3,608	その他の負債	3,952
取立外国為替	4,729	未決済為替借	416
その他の資産	3,768	未払法人税等	849
未決済為替貸		未払費用	428
前払費用	13	前受収益	
未収収益	700	従業員預り金	
先物取引差入証拠金		給付補填備金	
先物取引差金勘定		先物取引受入証拠金	3
保管有価証券等		先物取引差金勘定	
金融派生商品	2,511	借入商品債権	
金融商品等差入担保金		借入特定取引有価証券	
リース投資資産		借入有価証券	
その他の資産	543	売付債権	
有形固定資産	133	金融派生商品	1,665
建物		金融商品等受入担保金	
土地		リース債務	
リース資産		資産除去債務	
建設仮勘定		その他の負債	587
その他の有形固定資産	133	賞与引当金	150
無形固定資産	221	退職給与引当金	2
ソフトウェア		睡眠預金払戻損失引当金	67
のれん		その他の引当金	
リース資産		特別法上の引当金	
その他の無形固定資産	221	金融商品取引責任準備金	
前払年金費用		繰延税金負債	
繰延税金資産	3,228	支払承諾	3,228
支払承諾		本店勘定	477,978
貸倒引当金	△ 1,617	本店	446,466
本店勘定	20,397	在日支店	7,391
本店	13,248	在外支店	24,120
在日支店	7,148	小計	539,636
在外支店	1	持込資本金	3,139
		繰越利益剰余金	532
		その他の有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
合 計	543,309	合 計	543,309

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）

は、次に掲げる事項

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容            | 該当無 |
| ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策       | 該当無 |
| ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由          | 該当無 |
| ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別 | 該当無 |

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ① 有価証券の評価基準及び評価方法     | 評価後、その他有価証券評価差額金参入 |
| ② 有形固定資産の減価償却の方法      | 定率法                |
| ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準   | 期末のTT仲値            |
| ④ 貸倒引当金の計上方法          | 債権分類に応じた比率に基づき計上   |
| ⑤ 退職給付引当金の計上方法        | 期末要支給額の100%        |
| ⑥ リース取引の処理方法          | 経費処理               |
| ⑦ ヘッジ会計の方法            | 該当無                |
| ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法    | 該当無                |
| ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価会計               |
| ⑩ その他採用した重要な会計方針      | 該当無                |

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第5条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。） 該当無

(4) 金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することであり、また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。） 該当無

(6) 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する事項 該当無

(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

満期保有目的債権 10,000百万円

(8) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

破綻先債権： 22百万円 延滞債権： 0百万円 3ヶ月以上延滞債権： 18百万円

貸出条件緩和債権： 391百万円 合計額： 432百万円

(9) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 該当無

(10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 該当無

(11) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 該当無

(12) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定する企業結合に関する事項 該当無

(13) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項 該当無

(14) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 該当無

(15) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 該当無

2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

# 損益計算書

令和6年 1月 1日から  
令和6年 6月 30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>11,044</b>	<b>役員取引等費用</b>	<b>60</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>3,177</b>	外国為替支払手数料	5
貸出金利息	2,936	内国為替支払手数料	15
有価証券利息配当金	60	その他の役員費用	39
コールローン利息		<b>特定取引費用</b>	
買現先利息		商品有価証券費用	
債券貸借取引受入利息		特定取引有価証券費用	
買入手形利息		特定金融派生商品費用	
預け金利息	5	その他の特定取引費用	
金利スワップ受入利息		<b>その他業務費用</b>	<b>6,679</b>
外国為替受入利息	44	外国為替売買損	5,888
本支店為替尻受入利息	130	国債等債券売却損	
その他の受入利息		国債等債券償還損	
<b>役員取引等収益</b>	<b>233</b>	国債等債券償却	
外国為替受入手数料	114	金融派生商品費用	791
内国為替受入手数料	7	その他の業務費用	
その他の役員収益	111	<b>営業経費</b>	<b>507</b>
<b>特定取引収益</b>		<b>その他経常費用</b>	<b>478</b>
商品有価証券収益		貸倒引当金繰入額	426
特定取引有価証券収益		貸出金償却	
特定金融派生商品収益		株式等売却損	
その他の特定取引収益		株式等償却	
<b>その他業務収益</b>	<b>7,210</b>	金銭の信託運用損	
外国為替売買益	6,267	その他の経常費用	51
国債等債券売却益			
国債等債券償還益		<b>経常利益</b>	<b>945</b>
金融派生商品収益	943	(又は経常損失)	
その他業務収益		<b>特別利益</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>423</b>	固定資産処分益	
貸倒引当金戻入益	380	負ののれん発生益	
償却債権取立益	3	金融商品取引責任準備金取崩額	
株式等売却益		その他の特別利益	
金銭の信託運用益			
その他の経常収益	39	<b>特別損失</b>	
<b>経常費用</b>	<b>10,099</b>	固定資産処分損	
<b>資金調達費用</b>	<b>2,373</b>	減損損失	
預金利息	205	金融商品取引責任準備金繰入額	
譲渡性預金利息	22	その他の特別損失	
コールマネー利息	1		
売現先利息		<b>税引前当期純利益</b>	<b>945</b>
債券貸借取引支払利息		(又は税引前当期純損失)	
売渡手形利息		<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>412</b>
コマーシャルペーパー利息		<b>法人税等調整額</b>	
借入金利息	6	<b>法人税等合計</b>	<b>412</b>
金利スワップ支払利息		<b>当期純利益</b>	<b>532</b>
外国為替支払利息		(又は当期純損失)	
本支店為替尻支払利息	2,134	<b>繰越利益剰余金(当期首残高)</b>	<b>1,787</b>
その他の支払利息	2	<b>本店への送金</b>	<b>1,787</b>
		(本店からの補填金)	
		<b>繰越利益剰余金</b>	<b>532</b>

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| (1) 直接経費（派遣職員給与等） | 0 百万円   |
| (2) 間接経費割当額       | 221 百万円 |

- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。